欧州・中央アジア

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	6,300	12,300	5,900	11,900	6,300	12,300	5,900	11,900	1,600	2,500
アイルランド	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	77	150	72	145	77	150	72	145	20	30
アルバニア	ﾚｸ	4,700	9,200	4,400	8,900	4,700	9,200	4,400	8,900	1,200	1,900
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	17,500	34,170	16,390	33,060	17,500	34,170	16,390	33,060	4,440	6,940
イタリア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	1,740	3,400	1,630	3,285	1,740	3,400	1,630	3,285	440	690
ウズベキスタン	ｿﾑ	525,000	1,025,000	492,000	992,000	525,000	1,025,000	492,000	992,000	133,000	208,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	37	72	34	69	37	72	34	69	9	15
エストニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
オーストリア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
オランダ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	21,000	41,000	19,650	39,650	21,000	41,000	19,650	39,650	5,350	8,350
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	2,600	5,080	2,440	4,920	2,600	5,080	2,440	4,920	660	1,030
キプロス	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ギリシャ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	3,940	7,690	3,690	7,440	3,940	7,690	3,690	7,440	1,000	1,560
クロアチア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
コソボ	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
ジョージア	ﾗﾘ	119	232	111	225	119	232	111	225	30	47
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	41	80	39	78	41	80	39	78	10	16
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	480	950	450	920	480	950	450	920	120	190
スペイン	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
スロバキア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17
スロベニア	ﾕｰﾛ	42	83	40	80	42	83	40	80	11	17